

花巻広域公園維持修繕業務委託

特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、花巻広域公園維持修繕業務委託に適用するものとする。

なお、この特記仕様書に記載の無い事項については、岩手県県土整備部制定「土木工事共通仕様書（令和8年4月1日以降適用）」（以下共通仕様書）によるものとする。

本特記仕様書、共通仕様書に記載のない事項については監督職員の指示による。

第2条 業務の目的

岩手県県南広域振興局土木部花巻土木センターが管理する花巻広域公園における公園施設の維持修繕等を行うもの。

第3条 業務場所

本業務の業務場所は、花巻広域公園内（花巻市金矢地内）とする。

第4条 業務の内容

花巻広域公園内での、緊急を要する施設の維持・修繕及び、倒木枯木伐採や草刈業務を行うものとする。なお、伐採及び草刈後は、集積運搬までとし公園内で処理するものとする。

公園施設維持修繕業 1 式

倒木枯木伐採・草刈 1 式

第5条 業務計画と連絡体制

受注者は、予め連絡系統や建設機械保有状況等を記載した作業計画書を監督職員へ提出するものとする。また、緊急時の連絡として、速やかに連絡が可能な体制を確立するものとする。

第6条 業務実施管理

業務を実施する場合は、「土木工事共通仕様書」に準拠し業務実施状況及び寸法等写真（実施前、実施中、実施後）を撮影し、適宜監督職員に作業状況を報告するものとする。

また、業務実施は、監督職員の指示により行うものとするが、受注者が施設の損傷部位を発見した場合は、保安上の必要な措置を講ずるとともに監督職員に報告し、以後の対応について協議するものとする。

第7条 使用材料

使用材料において必要な見本又は資料、試験及び検査の方法は、監督職員の指示により行うものとする。

使用材料の品質は、監督職員の承諾を得るものとする。

第8条 作業指示及び報告方法

監督職員の指示とそれに対する受注者の報告は、書面によるほか、インターネットを介した「ASP」により行うことができる。

第9条 その他

当初数量等においては、過年度の公園管理作業の経験を基に計上しており、業務実施管理状況により数量及び、内容に変更が生じた場合は契約変更の対象とするものとする。

業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。